

ID: 167

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	違反行為による利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町山村開発センター条例 第4条第4項		
例規番号	平成17年条例第132号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可等) 第4条 開発センターを利用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用台帳に利用目的その他必要な事項を記入しなければならない。</p> <p>3 利用者は、町長が指示した事項を遵守し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。</p> <p>4 町長は、利用者がこの条例に基づく諸規則に違反したときは、利用許可の取消し又は利用の停止をすることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日